製 品 安 全 デ ー タ シ ー ト

JUNSEI

1, 化学物質等及び会社情報

会社名　純正化学株式会社
本社住所　〒103-0023　東京都中央区日本橋本町 4-4-16
電話番号　03-3270-5426　FAX 番号　03-3270-5418
担当部門　試薬部　担当者　菅野英奇
住所　〒343-0844　埼玉県越谷市大間野町１-6
緊急連絡電話番号　0489-86-6161　FAX 番号　0489-89-2787
作成日　2001 年 1 月 15 日
整理番号　37445
製品名　硝酸スカンジウム(III)四水和物　Scandium(III) nitrate tetrahydrate

2, 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別：単一製品
化学名：硝酸スカンジウム(III)四水和物
化学式：Sc(NO3)3･4H2O
CAS No:16999-44-3、13465-60-6(anh)
含有量：99.9%
化審法：1-785
安衛法：公表

3, 危険有害性の要約

NFPA 格付け（スケール 0～4） (NFPA：米国防火協会)
人体＝1, 火災＝0, 反応性＝0
有害性
1. 皮膚に触れた場合、脱毛症となる。
2. 眼に入った場合、刺激がある。
3. 長時間吸入した場合、痒み、熱傷、肺の損傷となる。
4. 誤飲した場合、催涙、下痢、肝損傷となる。
発癌物質状態
OSHA（米国労働安全衛生局）：N
NTP（米国国家毒性プログラム）：N
IARC（国際がん研究機関（WHO））：N

4, 応急措置

吸入した場合
1. 空気の新鮮な場所に移し、人工呼吸を行う。
2. 直ちに医師の手当を受ける。
眼に入った場合
1. 直ちに清浄な水で 15 分間以上洗浄する。
2. 直ちに医師の手当を受ける。

皮膚に付着した場合
1. 汚染した衣服や靴をぬがせる。
2. 洗い流してから水と石けんで皮膚を洗浄する。
3. 必要ならば、医師の手当を受ける。

飲み込んだ場合
1. 意識のない場合は、吐かせたり飲み物を与えてはならない。頭を横に向ける。
2. 嘔吐が起きたなら、呼吸しやすいように、腰より頭を低くする。
3. 直ちに医師の手当を受ける。

5, 火災時の措置

火災・爆発の危険性
1. 火災の危険性は小さい。

消火方法
1. 移動可能な場合は、速やかに容器を安全な場所に移動する。
2. 移動不可能な場合は、容器及び周辺に散水して冷却する。
3. 危険領域を隔離し、立入を禁止する。
4. 消火後充分に水を噴霧して、容器を冷却する。
5. 本品又は燃焼副生成物の吸入を避ける。

消火剤
1. 大量の水。
2. 炭酸ガス。
3. 粉末。

6, 漏出時の措置
1. 漏洩物に触れない。
2. 粉塵を立てない。
3. 漏洩物は掃き集めて密閉容器にできるだけ回収する。

7, 取扱い及び保管上の注意

取扱い
1. 取扱い者の暴露防止、火災・爆発の防止の対策をとる。
2. 局所排気、全体換気をし、またエアロゾルや粉塵の発生を防止する。
3. 混触危険物質との接触を防止する。

保管
1. 密栓して冷暗所に保管する。
2. 可燃性物質と隔離して貯蔵する。

8, 暴露防止及び保護措置

安全管理上の留意事項
1. 粉末を飛散させないように注意する。

設備対策
1. 局所或いは全体排気装置を設置する。
2. 適切な暴露限度内を維持する。
3. 作業場付近に、洗眼設備・安全シャワーを設置する。

保護具
1. 局所排気または呼吸用保護具。

2. 保護手袋。
3. 保護衣。
4. 安全ゴーグル。

9, 物理的及び化学的性質

外観等

1. 結晶又は結晶性粉末
2. 潮解性

融点：150℃

溶解性：水、エタノールに易溶。

10, 安定性及び反応性

安定性

1. 通常の使用条件では安定である。

反応性

1. 直下で熱すると五酸化二窒素を放出し、透明なガラス状固体となる。

11, 有害性情報

有害性

1. 皮膚に触れた場合、脱毛症となる。
2. 眼に入った場合、刺激がある。
3. 長時間吸入した場合、痒み、熱傷、肺の損傷となる。
4. 誤飲した場合、催涙、下痢、肝損傷となる。

急性毒性

1. 多量の経口摂取は亜硝酸中毒(皮膚の紅潮、血圧降下、メトヘモグロビン血症)を起こすことがある。

12, 環境影響情報

該当情報なし

13, 廃棄上の注意

法律に従って廃棄する。廃棄専門業者に依頼する。

14, 輸送上の注意

運搬に際しては、容器に漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。

15, 適用法令

◇消防法：第 2 条危険物第 1 類硝酸塩類
◇労働安全衛生法：施行令別表第 1 危険物（酸化性のもの）
◇危規則：第 3 条危険物告示別表第 7 酸化性物質
◇航空法：施行規則第 194 条危険物告示別表第 7 酸化性物質
◇港則法：施行規則第 12 条危険物（酸化性物質）
◇TSCA：なし

16, その他の情報

参考文献

①STN インターナショナル
②化学大辞典(共立出版)

コメント
記載内容は当社の最善の調査に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては必ずしも安全性を十分に保証するものではありません。
全ての化学製品には未知の有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。
ご使用者各位の責任において、安全な使用条件を設定くださるようお願いします。
また、特別な取扱いをする場合には、新たに用途，用法に適した安全対策を実施の上でご使用下さい。